

松江市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則

松江市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 17 年松江市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-------------------------------|
| <p>(聴聞の通知)</p> <p>第 3 条 略</p> <p><u>2 条例第 15 条第 4 項(条例第 22 条第 3 項及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(条例第 15 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p><u>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定</u></p> | <p>(聴聞の通知)</p> <p>第 3 条 略</p> |

する自動公衆送信装置をいう。)を使用
するもの

3 法第 15 条第 4 項又は条例第 15 条第 4 項
の規定により掲示場に掲示する場合におい
ては、聴聞公示通知書(様式第 2 号)を掲示
して行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第 4 条 行政庁が法第 15 条第 1 項及び条例
第 15 条第 1 項の規定による通知(法第 15
条第 4 項後段及び条例第 15 条第 4 項後段
の規定により当該通知が到達したものとし
みなされる場合を含む。)をした場合におい
て、当事者は、やむを得ない理由がある場
合には行政庁に対し、聴聞の期日の変更を
申し出ることができる。

2・3 略

(代理人)

第 5 条 法第 16 条第 3 項及び条例第 16 条第
3 項(法第 17 条第 3 項及び第 31 条並びに条
例第 17 条第 3 項及び第 29 条において読み
替えて準用する場合を含む。)の規定による
証明は、委任状(様式第 4 号)を行政庁に提
出して行うものとする。

2 法第 16 条第 4 項及び条例第 16 条第 4 項(法
第 17 条第 3 項及び第 31 条並びに条例第 17
条第 3 項及び第 29 条において読み替えて準
用する場合を含む。)の規定による届出は、
代理人資格喪失届(様式第 5 号)を行政庁に
提出して行うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第 18 条 略

2 法第 31 条において読み替えて準用する法

2 法第 15 条第 3 項又は条例第 15 条第 3 項
の規定により掲示場に掲示する場合におい
ては、聴聞公示通知書(様式第 2 号)を掲示
して行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第 4 条 行政庁が法第 15 条第 1 項及び条例
第 15 条第 1 項の規定による通知(法第 15
条第 3 項後段及び条例第 15 条第 3 項後段
の規定により当該通知が到達したものとし
みなされる場合を含む。)をした場合におい
て、当事者は、やむを得ない理由がある場
合には行政庁に対し、聴聞の期日の変更を
申し出ることができる。

2・3 略

(代理人)

第 5 条 法第 16 条第 3 項及び条例第 16 条第
3 項(法第 17 条第 3 項及び第 31 条並びに条
例第 17 条第 3 項及び第 29 条において____
____準用する場合を含む。)の規定による
証明は、委任状(様式第 4 号)を行政庁に提
出して行うものとする。

2 法第 16 条第 4 項及び条例第 16 条第 4 項(法
第 17 条第 3 項及び第 31 条並びに条例第 17
条第 3 項及び第 29 条において____準
用する場合を含む。)の規定による届出は、
代理人資格喪失届(様式第 5 号)を行政庁に
提出して行うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第 18 条 略

2 法第 31 条において____準用する法

第15条第4項及び条例第29条において**読み替えて**準用する条例**第15条第4項**の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会付与公示通知書(様式第20号)を掲示して行うものとする。

様式第2号(第3条関係)

聴聞公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法**第15条第4項**又は松江市行政手続条例**第15条第4項**の規定により、下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

略

第15条第3項及び条例第29条において____準用する条例**第15条第3項**の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会付与公示通知書(様式第20号)を掲示して行うものとする。

様式第2号(第3条関係)

聴聞公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法**第15条第3項**又は松江市行政手続条例**第15条第3項**の規定により、下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

略

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。